

独立行政法人日本学生支援機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和6年2月28日

(一部変更) 令和7年3月31日

文部科学省

# 目次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	2
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	奨学金事業	3
2	留学生支援事業	5
3	学生生活支援事業	8
IV	業務運営の効率化に関する事項	10
1	業務の効率化	10
2	組織の効果的な機能発揮	10
3	情報システムの適切な整備及び管理及び運用、業務処理方法の改善	10
4	適切な情報の発信、調査分析等の推進	11
V	財務内容の改善に関する事項	11
1	収入の確保等、寄附金の活用	11
2	予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	11
VI	その他業務運営に関する重要事項	11
1	内部統制・ガバナンスの強化	11
2	個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	12
3	施設及び設備に関する計画	12
4	人事に関する計画	12

※ III 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～3及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

(序 文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）（以下「機構法」という。）第3条の規定のとおり、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

### <法人の現状と課題>

機構は、これらの要請に応え、全国の大学等との緊密な関係を構築しつつ、学生等や留学生に対する直接的な支援を全国的に実施してきた唯一の機関であり、奨学金事業や留学生支援事業において長い実績に基づく専門性を有しているほか、学生生活支援事業において国の施策の基礎となる各種調査の実施等により学生等を取り巻く環境の変化に対応してきた強みを有しており、拡大及び高度化・多様化する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。

このため、各事業についての政策的な要請に着実に対応するとともに、各事業に共通する課題として、高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、多様な専門性を持つ人材の育成・確保を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けた職場環境の整備や業務改善の推進等に継続的に取り組んでいく必要がある。

### <政策を取り巻く環境の変化>

我が国では、急速な少子化・人口減少が進んでいる状況の中、教育費の負担が理想の数の子供を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があり、その負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）（以下「基本計画」という。）及び「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、高等教育費の負担軽減のため、「高等教育の修学支援新制度」等の着実な実施に加え、令和6年度以降、

- ・給付奨学金（機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。以下同じ。）及び授業料等減免を多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料等は無償とする措置を講ずる
- ・大学院修士段階において「授業料後払い制度」を創設した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める
- ・貸与奨学金（機構法第14条第1項に規定する学資貸与金をいう。以下同じ。）の減額返還制度を見直す

こと等としている。

また、基本計画及び「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」（令和5年4月27日教育未来創造会議第二次提言）において、グローバル社会における人材育成のため、外国人への日本留学の魅力の発信や外国人留学生に対する学資金支給等の経済的支援等による戦略的な外国人留学生の受入れの推進や、海外の大学等において学位を取得する長期留学への支援等による日本人学生の海外留学の推進が掲げられている。

さらに、基本計画において、障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、合理的配慮等が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制の充実や、大学間の連携や関係機関との連携等を通じた障害のある学生の修学・就職支援が掲げられているなど、学生生活支援の一層の充実が求められている。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価等に基づき、機構の第5期中期目標を以下のとおりとする。

（別添）政策体系図

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1 奨学金事業

機構は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。

### (1) 給付奨学金

給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。

さらに、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

### (2) 貸与奨学金

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して貸与を行う。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき実施する。

貸与中においては、大学等との連携によって、貸与奨学金の必要性等を自ら判断し貸与を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに、適切な適格認定を実施する。

また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。また、目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。

機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。また、保証機関による事業計画等を踏まえ、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

返還に関するこれらの制度等について、関係者に対する情報提供、周知及びユーザビリティの向上に努める。

### (3) 奨学金事業に共通する事項

支援を必要とする者に対して確実に情報を届けることが重要であり、多様な機会や媒体を活用し、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者等における制度の認知度を高めるために正確で分かりやすい情報提供を行う。

また、奨学金事業を円滑に運営し、授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するため、奨学金に関する申込手続き等について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進を適切に実施する。

さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。

#### 【指標】

- 1-1 給付奨学金の給付状況
- 1-2 給付奨学金における適格認定の実施状況
- 1-3 貸与奨学金の貸与状況
- 1-4 貸与奨学金における適格認定の実施状況
- 1-5 貸与奨学金の新規返還者回収率
- 1-6 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1-7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1-8 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況

#### 【関連指標】

- 1-A 貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合
- 1-B 減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合
- 1-C 代理返還制度の利用企業数

#### 【重要度：高】

少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。

#### <目標水準の考え方>

- 1-1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。

- 1-2 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
  - 1-3 適切な審査に基づき支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
  - 1-4 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
  - 1-5 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、着実な返還に向けた諸施策を講じ、目標値については、貸与奨学金の新規返還者回収率（当該年度に新たに返還を開始する返還者の要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に97.2%以上とする。
  - 1-6 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、企業等による代理返還制度、所得連動返還方式、返還免除制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。
  - 1-7 奨学金制度に関する情報を、高等学校及び大学等の関係者に対し、情報の受け手にとってわかりやすい形で、積極的に適切なタイミングで提供したか、また、奨学金制度の認知度が向上したか、情報提供の取組状況等を参考に判断する。また、大学等における授業料等減免等の実施に係る事務に関することを含め、各学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。
  - 1-8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討・実施したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況・実施状況を参考に判断する。
- 
- 1-A 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.83%以下とする。
  - 1-B 奨学金申請については原則電子化が進んでいる中、利便性の更なる向上のため、減額返還及び返還期限猶予の利用者が行う申請のうち、電子申請の占める割合を、中期目標期間中に50%以上とする。
  - 1-C 社会における制度の理解を増進し、制度に対する支援を拡充するため、企業等による代理返還制度の利用企業数を、中期目標期間中に4,600社以上とする。

## 2 留学生支援事業

「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。

## (1) 外国人留学生に対する支援

大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁、独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業(修了)後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、政策提言に資するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析の実施を目的とした留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図る。

- ① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。加えて、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行う。
- ② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。

なお、収支の継続的な欠損については、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の改善が図られるよう努める。

- ③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。
- ④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。  
また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。
- ⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。
- ⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

## (2) 日本人留学生に対する支援

意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

- ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理するとともに、機構の奨学金受給経験者とのネットワーク構築により留学経験を収集し、留学希望者や国内外の関係機関等へ情報提供を行う。また、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。
- ② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。
- ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き、2027年度までの派遣人数5千人の目標達成に向け、日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2028年度以降の事業の在り方について検討する。

#### 【指標】

- 2-1 日本留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-2 日本留学試験の実施状況
- 2-3 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数
- 2-4 日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合
- 2-5 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況
- 2-6 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況
- 2-7 外国人留学生に対する就職支援の実施状況
- 2-8 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況
- 2-9 日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-10 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

#### 【重要度：高】

グローバル化が進む状況の中、政府の「教育振興基本計画」等に基づくグローバル人材の育成に向け、留学生の交流促進の重要性が高まっており、機構の留学生支援事業はその主要な役割を果たすものであるため。

<目標水準の考え方>

- 2-1 日本留学が期待される者、留学中の学生、卒業・修了後の学生等それぞれのニーズに応じた情報を提供したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-2 日本の大学等に必要な日本語力及び基礎学力を客観的に評価できるような適正レベル及び内容となっているか、得点等化や試験の実施状況等を参考に判断する。
- 2-3 今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和5年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることを達成水準とする。
- 2-4 日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を95.8%以上とすることを達成水準とする。
- 2-5 学資金の支給等を適切に実施し、外国人留学生在が経済的に安定した状態で勉学に励む環境を整備するとともに、資金の重点的配分を行い、政府方針に沿った戦略的な留学生受入れや大学等の国際化への取組を支援したか、学資金の支給状況や重点的配分の実施状況等を参考に判断する。
- 2-6 東京国際交流館、兵庫国際交流会館を拠点として活用し、外国人留學生、日本人学生、地域住民等との交流推進、人的ネットワーク構築、留學生への就職支援等による定着促進を図ったか、交流イベントの実施状況等を参考に判断する。
- 2-7 日本の大学等を卒業・修了し、日本での就職を希望する外国人留學生に対し、関係機関等と連携し、日本での就職に資する情報を提供する等の支援を実施したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-8 日本留学経験者に対し、帰国後の留学の成果をより高める取組を行うとともに、日本とのつながりを維持していくためのネットワークを整備したか、フォローアップ関連事業の実施状況、留学経験者のネットワーク化に向けた取組状況等を参考に判断する。
- 2-9 日本人学生の海外留学への機運の醸成に資する情報提供を実施するため、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワーク構築により、機構主催の海外留学イベント等の内容の充実を図るとともに、今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間30回以上とすることを達成水準とする。
- 2-10 留学目的や期間等に応じた学資金支給を適切に実施するとともに、海外留学への機運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進したか、留学の効果を高めるための取組や学資金の支給状況等を参考に判断する。

### 3 学生生活支援事業

全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、機構は、大学等における障害学生支援の取組の促進を図ることが期待さ

れている。また、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進を図ること等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いもの等について、大学等の取組を促進することが期待されている。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実や大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。

(2) 障害のある学生等に対する支援

全ての大学等において障害のある学生に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、大学等全体としての理解・啓発を促すとともに、大学等における支援体制の全体的な底上げを図る。また、実態調査に基づく現状の把握等や情報提供等を総合的に実施する。このほか、大学等における学生のメンタルヘルス支援の充実に向けた情報提供等を実施する。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、各大学等の教職員の資質向上や大学等と企業等のネットワーク構築等に資するよう、全国規模のガイダンス等を実施する。また、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」により示された新たな類型に基づく学生等のキャリア形成支援に係る取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や総合的な情報提供等を実施し、各大学等と企業等の取組を促進する。

【指標】

- 3-1 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況
- 3-2 障害のある学生等に対する支援の状況
- 3-3 キャリア教育・就職支援の実施状況

<目標水準の考え方>

- 3-1 大学等の学生生活状況や学生生活支援の取組に関する調査について、過去の調査項目との継続性を考慮しつつ調査項目や方法等の改善を図り、確実に実施、分析、情報提供が行われたか、大学等の喫緊の課題に関する情報提供を実施したか、調査及び情報提供の実施状況等を参考に判断する。
- 3-2 障害学生等支援体制の全体的な底上げが図れたか、大学等全体としての理解・啓発を促したか、問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施したか、学校へ

の働きかけ、収集した事例の共有状況、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。

- 3-3 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、教職員の資質向上、大学等と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進に資する取組を実施したか、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 業務の効率化

###### (1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、令和5年度予算を基準として、中期目標期間中、その5%以上を削減する。

また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

###### (2) 人件費・給与水準の適正化

給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

###### (3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。

##### 2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。

##### 3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報シ

システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

#### 4 適切な情報の発信、調査分析等の推進

多様な媒体を活用し、正確でわかりやすい情報の提供に努めつつ、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすための広報・広聴の充実を図る。

また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。

### V 財務内容の改善に関する事項

#### 1 収入の確保等、寄附金の活用

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。寄附金に関しては、寄附金募集に係る取組を強化するとともに、学生支援の更なる充実に向けて適切に活用する。

#### 2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

さらに、貸与奨学金による債権に関しては、独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

### VI その他業務運営に関する重要事項

#### 1 内部統制・ガバナンスの強化

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に

係る内部ガバナンスの高度化を図る。

## 2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

また、「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。

## 3 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

## 4 人事に関する計画

業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画の見直し等も行いつつ、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、必要に応じて専門人材の確保も考慮しながら、業務の状況等を踏まえた適正配置を図る。また、多様な職務経験を通じたキャリア形成を促進するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、各部署における新たな業務の進め方の提案等も含め、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。

# 独立行政法人日本学生支援機構の政策体系図

## 政府方針・政策

### ■第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進、日本人学生・生徒の海外留学の推進、外国人留学生の受入れの推進、大学等における学生支援

### ■こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

高等教育費の負担軽減（授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における「授業料後払い制度」の創設、貸与型奨学金の減額返還制度の見直し、等）

### ■「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」（令和5年4月27日教育未来創造会議第二次提言）

日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上、大学院生の学位取得の推進。

高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れの推進、受入れ地域のさらなる多様化。

### ■第5次障害者基本計画（令和5年3月14日閣議決定）

高等教育における障害学生支援の推進

### ■経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、留学生の派遣・受入れの強化、産業界と連携したキャリア教育・職業教育の推進

## 独立行政法人日本学生支援機構法に基づく業務

### （機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

## 第5期中期目標期間における日本学生支援機構の役割

学生支援の中核機関として、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に実施

### 学資の支給及び貸与

### その他の学生等の修学の援助

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、奨学金事業を実施

### 留学生交流の推進

### その他の留学生への修学の支援

優秀な外国人留学生の積極かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、留学生支援事業を実施

### 大学等が学生等に対して行う

### 学生生活支援の促進

大学等における障害学生支援の取組の促進や、学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進等、政策上特に重要性の高い学生生活支援について、大学等の取組を促進するため、学生生活支援事業を実施

# 日本学生支援機構（JASSO）の使命等と目標との関係

## （使命）

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与する。

## （現状・課題）

### ◆強み

- ・学生等や留学生に対する直接的な支援を全国的に実施してきた機関としての奨学金事業や留学生支援事業における実績
- ・学生生活支援事業において国の施策の基礎となる各種調査の実施等により学生等を取り巻く環境の変化に対応

### ◆弱み・課題

- ・高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、多様な専門性を持つ人材の育成・確保を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けた職場環境の整備や業務改善の推進等に継続的に取り組んでいく必要

## （環境変化）

- 高等教育費の負担軽減のため、高等教育の修学支援新制度等の着実な実施とともに、令和6年度からの奨学金制度改正に円滑に対応する必要。
- 今日的な国際情勢の下、国際的な人材獲得競争の激化や、グローバル社会で活躍する人材育成の必要性の高まりから、戦略的な外国人留学生の受入れや、学位や単位を取得する本格的な留学の強化を含めた日本人の海外留学を促進する必要。
- 障害者差別解消法の改正に伴い、全ての大学等で合理的配慮の提供が義務となること等を踏まえ、大学等における支援体制充実や、大学等や関係機関の連携等を通じた修学支援等を充実する必要。

## （中期目標）

- 給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等、令和6年度からの奨学金制度改正に着実に対応。また、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施。
- 優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れや、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学の支援を強化。また、留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析の実施を目的とした留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図る。
- 全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況を踏まえた、大学等における障害学生支援の取組や、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組を促進。
- 業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、柔軟に業務が進められるような職場環境を整備。